平成２４年（再イ）第１２０号
大阪市生野区巽東２丁目14番23号
再生債務者　竹林　克起
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第１２９号
大阪府箕面市牧落５丁目８番２―512号
再生債務者　大安ライフコンサルタントこと　今後　篤
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第５２号
千葉市花見川区幕張町５丁目417番地17　エステ・シティ海浜幕張１―207号
再生債務者　馬場由美子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月21日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第６号
千葉県柏市宿連寺416番地１　ＮＩＣアーバンハイツ柏209号
再生債務者　冨永　康彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月21日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（再イ）第３９０号
横浜市港北区日吉３丁目20番３号
再生債務者　若松　則夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月22日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第１１号
三重県松阪市下村町334番地１　グリーンヒル徳和Ａ―105
再生債務者　伊賀並利行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月22日　津地方裁判所再生係

平成２４年（再イ）第３３号
京都市北区鷹峯藤林町６番地500
再生債務者　芥川　聖之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月22日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２４年（再イ）第２号
兵庫県尼崎市名神町１丁目10番９号
再生債務者　尾﨑　泰幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月22日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２３年（再イ）第８９号
山口県下関市一の宮町３丁目８―15ドエルⅥ306号室、申立時の住所広島市佐伯区五日市中央３丁目８番５―304号
再生債務者　佐原富士雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月22日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第２３号
札幌市白石区北郷１条６丁目２番１―605号
再生債務者　安藤　洋祐
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月22日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第８９号
静岡県御殿場市中畑652番地の９　コーポ芹沢105
再生債務者　柴田　幸弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年６月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月22日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

意見招請に関する公示

次の通り調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
平成24年７月５日
独立行政法人科学技術振興機構
分任契約担当者　経理部長　菅谷　行宏
○第24―111号
1　調達内容
購入等特定件名及び数量　抄録作成・索引付与及び日化辞データ整備　一式
2　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　平成24年７月26日11時00分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒332―0012 埼玉県川口市本町四丁目１番８号　独立行政法人科学技術振興機構経理部契約室調達契約担当　山田　真義　電話048―226―5612　ＦＡＸ048―226―5646
3　仕様書案の交付
⑴　交付期間　平成24年７月５日から平成24年７月26日まで
⑵　交付場所　本公告日から下記ＵＲＬよりダウンロード可能。窓口交付の場合は上記2⑵の交付場所にて交付する。
ＵＲＬ：http://choutatsu.jst.go.jp/shosei.php
4　仕様書案の説明会
⑴　開催日時　平成24年７月13日14時00分
⑵　開催場所　〒332―0012 埼玉県川口市本町四丁目１番８号　独立行政法人科学技術振興機構14階大会議室（出席希望者は、出席予定者を平成24年７月12日12時までに上記2⑵までＦＡＸにより連絡すること。）

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 28 号
計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成24年６月21日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 24 年７月５日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有
1、承認番号　第Q1214号
2、名称　フクダ電子株式会社
3、住所　東京都文京区本郷３丁目39番４号
4、特定計量器の種類　アネロイド型血圧計

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成 24 年７月５日　香川県教育委員会
1　失効した免許状
本籍地　香川県
氏名　竹本　茂
生年月日　昭和46年12月４日
免許状の種類、教科、番号、授与年月日及び授与権者
⑴　中学校教諭１種免許状（理科）、平５中１第673号、平成６年３月25日、広島県教育委員会
⑵　高等学校教諭１種免許状（理科）、平５高１第729号、平成６年３月25日、広島県教育委員会
⑶　中学校教諭専修免許状（理科）、平７中専第73号、平成８年３月26日、広島県教育委員会
⑷　高等学校教諭専修免許状（理科）、平７高専第98号、平成８年３月26日、広島県教育委員会
2　失効年月日　平成24年５月31日
3　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当